

# 公立大学法人滋賀県立大学 ICT 実践学座運営規程

平成 30 年 4 月 1 日  
公立大学法人滋賀県立大学規程第 166 号

## (趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学大学院副専攻規程（以下「副専攻規程」という。）

第 2 条第 3 項の規定に基づき、滋賀県立大学大学院に設置する副専攻のうち、ICT 実践学座（以下「学座」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (履修の申請)

第 2 条 学座に係る履修申請は、各学期の開始前に行うものとする。

## (修業年限)

第 3 条 修業年限は、1 年とする。

## (科目等履修生)

第 4 条 学座に係る科目等履修生は、別表に定める授業科目を履修し単位を修得しなければならない。

## (修了証の授与)

第 5 条 学長は、学座を修了した者または前条に定める単位を修得した科目等履修生に対して、修了証を授与する。

## (委任)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、学座の運営に関し必要な事項は、滋賀県立大学地域ひと・モノ・未来情報研究センター長が別に定める。

## 付 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

## 付 則

- 1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の規定は、令和 2 年 4 月 1 日以後に入学した者について適用し、同日前から博士前期課程および修士課程に引き続き在学する者については、なお従前の例による。

## 付 則

この規程は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

## 付 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

## 別表

授業科目		単 位	備考
必修科目	情報通信実習 A	2	
選択必修科目	情報通信実習 B	2	2 単位以上修得する こと
	情報通信実習 C	2	
	情報通信実習 D	2	
	数理情報工学特論 I	2	
	数理情報工学特論 II	2	
選択科目	GIS/リモートセンシング論	2	いずれか1つのみ 選択可
	建築構造特論	2	
	光量子物性論	2	
	人工知能	2	
	確率過程論	2	
	画像情報処理	2	
	複雑ネットワーク概論	2	
	ヒューマンコンピュータインタラクション	2	
	マルチメディア情報処理論	2	
	フィジカルアセスメント	2	

※必修科目（1科目2単位）・選択必修科目（1科目2単位以上）を含めて8単位の修得を修了要件とする。